第４号議案

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例設定について

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成２９年２月２４日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例（平成１４年八王子市条例第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（職員の派遣） 第２条　任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 ⑴・⑵　（略） **⑶　公益社団法人八王子観光コンベンション協会** ⑷～⑹　（略） ２・３　（略）	（職員の派遣） 第２条　任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 ⑴・⑵　（略） **⑶　公益社団法人八王子観光協会** ⑷～⑹　（略） ２・３　（略）

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。